

郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	添付郵便切手内訳												郵便切手 合計額	予納金	備 考
		500円	350円	300円	180円	140円	110円	100円	50円	40円	20円	10円	2円			
民事訴訟	通常訴訟	8					12	2	4		10	8		6000円	6000円 (※郵送費用を現金・電子 納付する場合、郵便切手で 納付する際は、不要。)	※被告が1名増すごとに30 00円分を追加 (内訳) 500円4枚、110円6枚、10 0円1枚、50円2枚、20円4 枚、10円6枚
民事調停	民事調停													0円		
民事執行	担保不動産競売申立て (本庁に申し立てる場合)	3					2		3		6	2	5	2020円	1筆から5筆まで50万円。 以後、5筆ごとに10万円ず つ加算。26筆以上は100 万円以上(個別に検討)。 ※売却単位が2以上となる 場合は、更に20万円を加 算。 ※事案によって変更する場 合があります。	
	強制競売申立て	3					2		3		6	2	5	2020円	1筆から5筆まで50万円。 以後、5筆ごとに10万円ず つ加算。26筆以上は100 万円以上(個別に検討)。 ※売却単位が2以上となる 場合は、更に20万円を加 算。 ※事案によって変更する場 合があります。	
	債務名義に基づく債権差押え	5					6		2	1	1			3320円		※債務者が1名増すごとに 1220円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円2枚 ※第三債務者が1名増すご とに1990円分を追加 (内訳) 500円3枚、110円3枚、50 円2枚、40円1枚、20円1枚 ※なお、ここに記載した料金は 全て第三債務者に対する 陳述催告をする場合のもの です。
	養育費等に基づく債権差押え	5					6		2	1	1			3320円		※債務者が1名増すごとに 1220円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円2枚 ※第三債務者が1名増すご とに1990円分を追加 (内訳) 500円3枚、110円3枚、50 円2枚、40円1枚、20円1枚 ※なお、ここに記載した料金は 全て第三債務者に対する 陳述催告をする場合のもの です。
	財産開示	8					10		10		15	10		6000円		
	情報取得	3					4		2		3	1		2110円		※第三者が1名増すごとに 1360円分を追加 (内訳) 500円2枚、110円2枚、50 円2枚、20円2枚
保全	債権仮差押	5		1			5		1	1				3440円		※左記料金は債務者1名、 第三債務者1名(速達)の 料金です。鹿児島市内の弁 護士の場合は3330円(債 権者宛て陳述書送付費用1 10円が不要)。 ※第三債務者が1名増すご とに2220円を追加 ※登記所が1か所増すごと に1480円追加
	不動産仮差押・仮処分(処分禁止)	4		1			2		2	2				2700円		※不動産仮差押において登 記簿(甲区分)に滞納処分 による差押登記がある場合 は、通知費用110円を追加
	不動産仮処分(占有移転禁止)	2					2							1220円		※債務者が1名増すごとに 1220円を追加
保護命令	保護命令	2					6	8				9		2550円		
労働審判	労働審判	1					4	2	1		2	6		1290円		

破産手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
同席	本人申立て	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項,17項※)	500円×4 110円×(債権者数+10)		24000円 (官報公告費用)	※司法書士、鹿児島県弁護士会以外の弁護士申立ての場合を含む (特別送達費用を含む)
	代理人申立て		110円×(債権者数+10) ※裁判書を郵送で受け取る場合上記に加えて1220円×1組			※鹿児島県弁護士会弁護士申立ての場合
管財	個人	1,500円 (民訴費用法別表第一の16項,17項※)	500円×10 110円×(債権者×2+14)		24000円 (官報公告費用)	※鹿児島県弁護士会弁護士申立ての場合は、500円×6、110円×(債権者数×2+10)
	法人	1,000円 (民訴費用法別表第一の16項)			20000円 (官報公告費用)	
	債権者申立て	20,000円 (民訴費用法別表第一の12項)				

再生手続開始申立てに必要な収入印紙・郵便切手等の一覧

カテゴリ	申立属性	手数料(収入印紙)	郵便切手	郵便切手内訳	予納金	備考
個人再生		10,000円 (民訴費用法別表第一の12項の2)	500円×4 110円×(債権者数×2+10)		13744 (官報公告費用)	※特別送達費用を含む ※鹿児島県弁護士会弁護士申立ての場合は110円×(債権者数×2+10)